

北海道運輸局の施策実施状況、及び施策

【資料1】

今後取り組むべき課題	施策(28年度)	施策実施状況(28年度)	
1・安全マネジメント	(1)運輸安全マネジメントの更なる浸透	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、計画的な評価を着実に推進する。 ・新たに義務付けられた貸切バス事業者に対して、評価を実施する。	・安全マネジメント評価 平成26年度 19社実施 平成27年度 12社実施 平成28年度 39社実施
	(2)NASVAの活用		・運行管理者の各種講習等で、第三者機関による安全マネジメント評価の実施について説明を行った。
	(7)安全マネジメント体制の整っている事業者に対するインセンティブの付与	(自動車交通部監査室) ・監査周期延長の対象となる判断基準、運用方法について、引き続き検討を行い、具体的な運用に向けた取組みを実施する。(継続)	・対象事業者の有無(監査延長事業者数) 平成26年度 対象事業者なし 平成27年度 対象事業者なし 平成28年度 対象事業者なし
2・運行管理制度	(2)指導・監督の実施の記録及び保存の義務付け	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容について周知を図るとともに、監査時において当該事項に係る記録・保存状況について確認し、指導を行う。 (継続)	・運行管理者の各種講習の際に、制度の内容についての周知 ・監査時における当該事項に係る記録・保存状況についての確認、指導 一般講習(管内)65回実施(受講者数:6,583名) 【内NASVA41回実施・受講者数:5,183名】
	(5)運行管理者の補助者の権限等の明確化	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容について周知徹底を図るとともに、監査時において当該事項に係る実施状況について確認し、適正な取扱いを指導する。(継続)	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて、制度の改正内容についての周知。 ・監査時における当該事項に係る実施状況の確認、適正な取扱いの指導。
	(6)点呼時におけるアルコール・チェッカーの使用の実効性向上	(自動車技術安全部) ・H26年は酒気帯び運転が5件発生しており、運行前後点呼時の厳格なアルコール検査の再徹底の周知し飲酒運転の根絶を図る。 (継続)	・アルコール検知器の使用の平成23年5月1日からの義務化及び平成26年からの他の営業所等に備えられたアルコール検知器を使用する制度について、運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。
	(9)映像記録型ドライブレコーダ、デジタル式運行記録計等を活用した運行管理の高度化	(自動車技術安全部) ・事業用車両の安全な運行を推進するため、国土交通が認定したデジタル式運行記録計やドライブレコーダー等の導入を支援する補助制度の周知を行う。(継続) ・ドライブレコーダーの活用について、自動車事故防止セミナーを開催する。(新規)	・補助金申請の実績 運行管理の高度化 合計26件 過労防止機器 合計27件(貸切5件 貨物22件) ・平成28年11月24日、かでの2・7において「平成28年度自動車事故防止セミナー」を開催、158名の出席
	(10)IT点呼に係る要件の拡大	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を継続して行う。(継続)	・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて制度の周知を行った。 H28年3月現在 65社 211営業所でIT点呼実施中
	(11)危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底	(自動車技術安全部) ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え危険ドラッグ等薬物の使用禁止の徹底を図る。	運行管理者の各種講習等の機会及び事故防止通達を發出し使用禁止の徹底を図った。
3・事故情報の活用充実	(1)業界全体での事故情報の共有	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、メールマガジン「事業用自動車安全通信」に関する情報発信等を継続的に行う。(継続) ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期等)を發出し注意喚起を図る。(継続)	・運行管理者の各種講習等の機会において、メールマガジン「事業用自動車安全通信」の利用促進、及び事故防止のための事故情報の発信を行った。 ・事故防止通達(行楽シーズン、冬期、観光客に対する事故防止など)を發出し事故防止の注意喚起を行った。
	(2)事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因調査への協力	(自動車技術安全部) ・平成26年6月に設置された「事業用自動車事故調査委員会」が実施する社会的に影響の大きい重大事故に関する事故要因調査に協力する	残念ながら実施出来なかった。

今後取り組むべき課題		施策(28年度)	施策実施状況(28年度)
4・ 運転者 対策の 充実・ 強化	(2)事故歴等の把握	(自動車交通部監査室) ・該当事項に関する監査時における確認の継続と指導することにより、制度の向上を図る。 ・指導監督における重要事項であり、今後も継続して取り組む。(継続)	・監査の実施時に際して、事故歴等の確認を適確に実施の上、確認を行っていない事業者に対して指導実施
	(3)運転者の過労運転防止	(自動車技術安全部) ・事業者への法令遵守、及び過労運転防止等について継続して監査等を通じて指導を行う。 また、長距離の高速乗合バスに対し過労運転防止等のための街頭点検を実施する。(継続) ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し機器の普及促進を図る。(継続)	・「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の取組みの1項目である過労運転防止のための交替運転者の配置基準が平成25年8月から適用されたことから、運行管理者講習等において制度の周知徹底を図った。 ・長距離の高速乗合バスに対し「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の浸透状況等について点検を実施した。 ・運転者の過労防止に寄与する機器購入費の一部を助成する制度について機会を捉え周知を行った。 補助金申請の実績27件
	(4)冬道における事故防止	(自動車技術安全部) ・冬期間における事故発生件数を減少させるため、スピードダウン及び安全確認の徹底を各種研修会等あらゆる機会をを通じて浸透・徹底を図る。(継続)	「冬期における事故防止について(H28.10.28付け、北技保第317号)」、「降積雪期における輸送の安全確保の徹底について(H28.12.22付け、北技保第417号)」の通達を発し周知するとともに、運行管理者一般講習等の機会を通じ周知を行った。
	(5)運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底	(自動車技術安全部) ・「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」について各種研修会等を通じて浸透・徹底を図る。(継続)	各種研修会等を通じ、周知、徹底を図った。
	5・荷主等の発注者への対策	(自動車交通部貨物) ・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行う。(継続)	・荷主団体に対し、過積載運行の防止にかかる協力要請を行った。 協力要請736件
6・ 事後 チェック 機能の 充実・ 強化	(2)効率的な監査の実施	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。 ・インバウンド等が年々増加していることから、貸切バス事業者に対し、空港等において街頭監査を実施する。 ・監査の実施に際し、全てのモードにおいて、重大かつ悪質な疑いのある事業者へ集中的な監査を実施する。(継続)	・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な検査を実施。 ・関越道でのツアーバスの事故を受けて、貸切バス事業者に対する特別重点監査を実施。(平成24年5月以降 貸切バスに対して実施(H26年度37者、H27年度38者) ・監査等の件数(平成28年度) 1258件 (乗合62件 貸切148件 乗用405件 貨物643件) ・行政処分等の実績(平成28年度) 201件 (乗合5件 貸切22件 乗用34件 貨物140件)
	(4)監査における関係省庁間の連携	(自動車交通部監査室) ・国土交通本省における施策の進捗状況を注視し、施策に対応した監査等実施すべく、関係機関との具体的な取組みに係る検討作業を実施する。(継続)	・北海道労働局との合同監督監査の会議を実施 (平成28年6月30日)
	(5)行政処分対象の拡大	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・重大かつ悪質な法令違反のある事業者について厳正に対処する。	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。

今後取り組むべき課題		施策(28年度)	施策実施状況(28年度)
	(6)行政処分の着実な実施拡充	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知する。 ・内部の会議等で改正内容に係る理解を深め、適正な監査実施体制の向上と監査要員のスキルアップを実施。(継続)	・あらゆる機会を捉えて周知徹底を実施。 ・優先的に監査を実施し厳格な行政処分を実施 ・対象事案発生時において、優先的かつ迅速な監査を実施するとともに、厳格な行政処分を実施。
	(7)処分逃れの防止	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、厳格な処分を実施する。 ・行政処分の根幹を揺るがすものであり、厳正に対処する。(継続)	・改正された行政処分基準等については、北海道運輸局のホームページに掲載して広く周知。 ・対象事案であるか否かについて、適時適切な判断を行える体制の整備並びに情報の収集及び共有に係る手法を継続的に実施。
	(9)安全確保に関する業務について実績及び公表の方針をホームページで公表	(自動車交通部監査室) ・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行う。(継続)	・自動車運送事業者に対する監査やその行政処分等の実績の公表を行った。
7・車両の安全対策	(2)衝突被害軽減ブレーキの普及促進	(自動車技術安全部) ・大型車等の衝突被害軽減ブレーキ装置を導入した費用の一部を助成する制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。	<p>・28年度：・補助件数：153件 (トラック134件 パス19件)</p> <p>装置別 衝突被害軽減ブレーキ：145台 ふらつき注意喚起装置：24台 車線逸脱警報装置：130台 車線維持支援制御装置：0台 車両横滑り時制動力駆動力制御装置：128台</p> <p>周知状況：国交省HP、各支局にチラシ配布、北ト協説明会実施</p>
	(3)新たな予防安全技術の普及促進	・居眠り等のドライバーの状態検知技術を利用したドライバーへの警報支援装置(ふらつき警報装置)等の補助制度について、継続して広く啓発し装置の普及促進を図る。(継続)	
8・整備の充実・強化	(1)車輪脱落事故等の再発防止	(自動車技術安全部) ・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行う。(継続)	・大型車における車輪脱落事故、車両火災事故に係る再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え啓発を行った。
		(自動車技術安全部) ・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図る。(継続)	<p>・ホイール取り付け方法について、ISOへの一元化が進められている状況において、混在するJIS方式とISO方式のそれぞれにおける適切な点検整備の方法等の周知を自動車検査員研修、整備主任者研修、整備管理者研修等において継続的にその徹底の推進を図った。</p> <p>*28年度：自動車検査員研修、整備主任者研修(法令)及び整備管理者研修において周知実施結果</p> <p>自動車検査員研修(管内) 51回 5,37名 整備主任者研修(管内) 76回 5,635名 整備管理者研修(管内)</p> <p>選任前研修 20回 1,268名 選任後研修 28回 2,927名</p>
	(2)整備管理の徹底	(自動車技術安全部) ・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行う。 ・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討する。(継続)	・点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動において積極的に啓発活動を行った。 ・整備管理者研修の充実については、国土交通本省における施策進捗状況に対応し、具体的な取組みについて検討を行っている。

今後取り組むべき課題	施策(28年度)	施策実施状況(28年度)	
	(自動車交通部監査室) ・改正監査方針、処分基準に基づき、効率的・効果的な監査を実施する。(継続)	・監査の実施に際して同通達の例示により重点事項を定め、確実な監査を実施。 ・監査等の件数(平成28年度) 1258件 (乗合62件 貸切148件 乗用405件 貨物643件)	
9.利用者等が安全性の観点から運送サービスを容易に取捨選択できる仕組みの整備	(自動車交通部旅一) ・安全面や環境面に優れた事業者の認定・認証制度について広く周知を図るとともに、利用者側の社会的責任に訴えかけることにより安全・安心かつ環境に配慮したサービスの提供を拡大させることにより、これら事業者の積極的活用の呼びかけの実施。(継続)	安全面や環境面に優れた事業者等の認定・認証制度について周知するとともに、優良事業者の積極的活用の呼びかけを行った。	
(1)タクシー事業	(自動車交通部旅二) ・グリーン経営認証、優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進。(継続)	・グリーン経営認証、優良個人タクシー事業者認定制度、北海道観光おもてなしタクシー乗務員認定制度の周知・利用の促進を図った。	
(2)貸切バス事業	(自動車交通部旅一) ・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進。(継続) ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(平成24年6月29日)のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図る。(継続) 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会によって取りまとめられた総合的な対策に基づく種々の施策の周知。(新規)	・グリーン経営認証・貸切バス事業者安全性認定制度の周知・利用の促進を行った。 ・国土交通省自動車局作成の「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」(平成24年6月29日)のうち、特に重要な事項について取りまとめ活用の促進を図った。 ・貸切バス事業許可の更新制の導入及び更新時における法令試験の実施。(試験実施日時点で公益財団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において、一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除)	
(3)トラック事業	(自動車交通部貨物) ・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止をCO2排出量の削減による環境保全の推進を図る。(継続) ・貨物課及び北海道適正化事業実施本部が連携し、荷主団体等に対し、Gマーク事業の周知・利用促進を行う。(継続) ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の局長表彰及び支局長表彰を行う。(継続)	・当局と安全・環境先導車推進団体が連携し、自動車運送事業者の参加、協力を得て、特に優秀なプロドライバーを指定し、率先して安全速度による運行及びエコドライブを実践し、一般車両等を先導することにより、交通全体の安全運行に寄与するとともに、交通事故防止とCO2排出量の削減による環境保全の推進を図った。(平成28年度は、23事業所・44名を指定。) ・Gマーク事業所の新規認定に合わせ、事業周知のためのプレスを実施した。 ・Gマーク優良事業者へのインセンティブ拡充の取組として、Gマーク事業者の表彰制度を創設し、平成28年度は6事業者・6事業所に対して、運輸局長表彰を、24事業者・38事業所に対して、支局長表彰を行った。	

北海道運輸局の施策

【資料2】

今後取り組むべき課題	施策(29年度)		
貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局の年度計画に基づき、乗合の都市間バスを兼業する者を除く保有車両数50両未満の貸切バス事業者に対し、中小規模事業者向け評価を着実に実施する。		
認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の確立強化	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善確認及び行政処分時等において、認定事業者の利用を促す。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局HPにて周知する。		
トラック・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両数200両以上の事業者へ拡大	(自動車交通部監査室) ・保有車両数200両以上のトラック・タクシー事業者に対し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導するとともに、北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、着実に評価を実施する。		
「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進	(自動車交通部監査室) ・運輸安全マネジメント評価時又は監査後事業者向けの各種集団説明会等の機会を利用し、「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を用いて運輸安全マネジメントへの取組を周知する。		
認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長	(自動車交通部監査室) ・対象事業者を正確に把握し、監査端緒となる事由に応じて監査周期を延長する。		
運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善指導、改善確認監査の際に着実に評価を実施する。		

1. (1) 運輸安全マネジメント

今後取り組むべき課題		施策（29年度）	
底等	1 - (1) - ・運転者教育の徹底	講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて運転者への指導監督を徹底するよう指示する。
	・運転者教育の徹底	準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正・貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底	(自動車技術安全部) ・事業者、運行管理者等に対し監督、指導講習等の機会を捉え準中型免許で運転出来る車の最大積載量及び車両総重量の周知を徹底する。 ・事業者、運行管理者等に対し監督、指導講習等の機会を捉え貸切バスの初度登録年月により段階的に適用されるドライブレコーダーの記録を用いた指導監督を行う様周知を徹底する。
監査等の実効性の向上	1 - (2) - ・	ICTを活用した監査事務の効率化	(自動車交通部監査室) ・タブレット等の遠隔操作により、事務所PCの監査資料等を使用又は確認することで、監査の事前準備の軽減と監査時における作業の円滑化を図る。
	・	厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	(自動車交通部監査室) ・継続的監視リストに基づき計画的に一般監査を実施する。また、監査端緒（死亡事故、飲酒運転等）に応じ、速やかに監査を行う。 法令違反が確認された場合は、速やかに改善をさせる。 ・多客期に空港、観光地等において街頭監査を実施する。 法令違反がその場で改善できない場合は、処分基準に基づき安全確保命令、使用停止命令を発出する。
	・	過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	(自動車交通部監査室) ・毎年度1回以上、一般監査を実施する。
	・	新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	(自動車交通部監査室) ・貸切バス適正化機関との定例会議を月1回実施し、巡回指導の実施結果の報告を含めた情報交換を行う。 ・貸切バス適正化機関より、巡回指導後に法令違反に係る改善の報告がない等の通報を受けた場合は、原則1か月以内に監査を実施し、悪質違反（正当な理由のない巡回指導拒否、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反等）に係る速報を受けた場合は、迅速に監査を実施する。
を1 させ ない 3 い 労働 環境 荷主 等	荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止にむけて荷主への啓発等を実施	(自動車交通部貨物) ・荷主団体が参加する「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等において周知する。	

今後取り組むべき課題	施策（29年度）		
築と連携した過労運転	荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進	(自動車交通部貨物) ・「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」におけるパイロット事業を実施するとともに、その取り組み事例を各種会議等で周知する。	
2. 止のガイドライン等の周知徹底	講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、乗務中の携帯電話等の使用禁止を徹底するよう指示を行った。	
の3. 未然防止	事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	(自動車交通部監査室) ・運転中の携帯電話の使用に係る新聞報道、苦情等があった場合は、速やかに調査を実施し、必要に応じて監査対応を行う。 ・運行管理者の一般講習や運輸安全マネジメント評価等のあらゆる機会を通じて、事業者への指導を行う。	
の3. 未然防止	セミナー等を通じた健康起因事故防止対策の周知	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え健康に起因した事故事例とその予防対策を周知する。	
た等、事業者が保有するドライブレコーダー映像の活用し	講習・セミナー等における「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」の周知	(自動車技術安全部) ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えドライブレコーダーの映像を活用した乗務員指導を行うよう周知する。	